

解体工事のことなら、地域密着の『株式会社 大野』へおまかせください!



〈 総合建設業 〉

解体工事業、建築工事業、土木工事業、舗装工事業、とび・土工事業、内装仕上工事業
 水道施設工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業
 タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業
 板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業



すべて自社直接施工

見積無料

お気軽にご相談ください。



本社
 大阪府松原市立部5-8-8
 TEL 072-333-5711

堺営業所
 大阪府堺市野遠町382番地1
 TEL 072-253-4886



考えて みませんか? 空き家のこと

空き家を放置
するとどうなる?



問題点を
ピックアップ ▶▶ P2

この空き家、
どうしよう?



管理・活用フローで
チェック ▶▶ P4

「売却したい」
「貸したい」



相談できる事業者を
紹介します ▶▶ P13

我が家の将来を
考えよう

空き家を所有する
ことになったら

空き家を適切に
管理しよう

空き家の相談窓口

松原 藤井寺 羽曳野 富田林 柏原 の

不動産情報 なら家の森に

すべてお任せください!!

所有の **空き家** に関して
お悩みではありませんか?



空き家を
活用したい

誰に相談
すればいいのかわからない

売却するには
どうしたらいい?



税金って
どうなるの?

手つかずで
放置している

そのお悩み
最適な解決策をもって
ご提案致します!!

お客様お一人おひとりにあつた
ご提案を致します。

まずはお気軽に
お問い合わせください!

無料査定 秘密厳守 即金買収 相談無料

☎ 0120-36-8040 TEL 072-936-8040
FAX 072-936-8050

営業時間:10:00~20:00 / 定休日:毎週水曜日、第1・3火曜日

株式会社 **家の森** 〒583-0014
藤井寺市野中2-1-27

大阪府知事(2)第58193号公益社団法人全日本不動産保証協会 近畿地区不動産公正取引協議会

もくじ | Contents |



- 空き家を放置していませんか…… 2
空き家放置のリスクについて …… 2
- 空き家管理・活用フロー …… 4
- 我が家の将来を考えよう …… 6
空き家を増やさないために …… 6
- 空き家を所有することになったら …… 8
相続登記をしよう …… 8
空き家の状態を知ろう(インスペクション)
…………… 9
- 空き家を適切に管理しよう …… 10
定期的な点検と管理が大切です …… 10
空き家の売却、賃貸を検討しよう …… 12
空き家の解体を検討しよう …… 14
松原市の補助金について …… 15
- 空き家の相談窓口 …… 16

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

考えてみませんか? 空き家のこと

令和6年1月発行

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

発行

松原市/株式会社サイネックス

広告販売

株式会社サイネックス 大阪支店
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3350

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

※掲載している広告は、令和5年12月現在の情報です。
QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

〈以下は広告スペースです〉

空き家の処分・買取は
山本工務店へ!!

松原で
60年の実績



株式会社 **山本工務店**
YAMAMOTO KOU MUTEN Co.,Ltd.



TEL 072-331-1277

詳しくは
コチラ

今すぐスマホで
山本工務店 を検索!
松原市新堂5丁目260 FAX 072-331-5037 営業時間 9:00~18:00(定休日:日祝・第2土曜)

空き家を放置していませんか

空き家放置のリスクについて

空き家とは

継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という。)や令和4年に施行した「松原市空き家等の適切な管理に関する条例」に基づき、所有者・管理者(以下「所有者等」という。)への指導などの取り組みを進めています。



管理不全な空家等も税の特例が適用除外になる場合があります。

令和5年12月、改正空家法が施行され、「特定空家等」になるおそれのある建物等についても「管理不全空家等」として勧告されると、固定資産税における住宅用地の特例が適用除外となります。

空き家は個人の財産ですので、所有者等は空き家を適切に管理する責任があります。

(以下は広告スペースです)

土地の境界を表す目印はありますか？

杭を残して 悔いを残さず！

土地 建物 登記 測量

ハクラ登記測量事務所

土地家屋調査士 登録 大阪 第2767号
測量士 登録 第H9-1416号
土地家屋調査士・測量士 羽倉 昌治

TEL 072-360-4408 松原市田井城1-5-18 芝田ビル

損害賠償を請求される場合があります

管理不全が原因で、周辺の家屋、住民等に被害が出た場合、所有者等は**損害賠償責任**を負う可能性があります。



< 損害賠償の試算 >

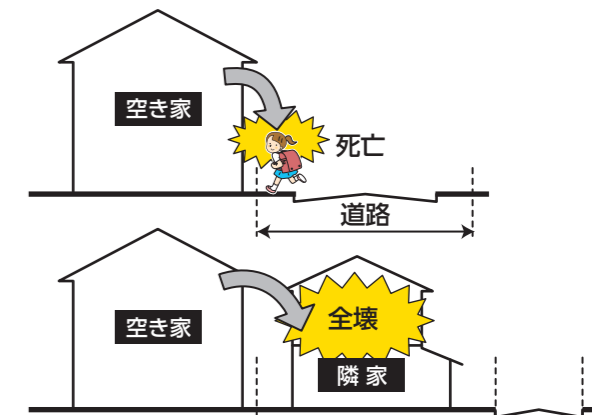
空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査(平成24年度)(公益財団法人 日本住宅総合センター)

・壁材等の落下により、道路にいた小学生の子どもが死亡

約6千万円の損害額

・倒壊による隣接家屋の全壊により、夫婦と8歳の子ども計3人が死亡

約2億円の損害額



行政代執行の対象になる場合があります

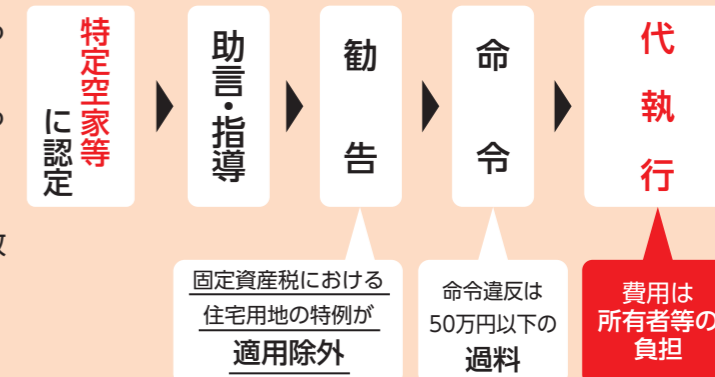
空家法に規定される「特定空家等」に認定されると、所有者等は法令に基づき改善を求められます。



「特定空家等」とは

- ・保安上著しく危険となるおそれのある状態
- ・衛生上著しく有害となるおそれのある状態
- ・著しく景観を損なっている状態
- ・周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

< 空家法の流れ >



(以下は広告スペースです)

地元松原の皆さまに喜んでもらえるように

出張買取/生前・遺品整理 各種ご相談大歓迎です!!

買取商品

貴金属・ブランドバッグ/時計/ジュエリー/記念硬貨・切手 美術品・骨董品など...これは売れるかな?と思ったらぜひ一度お問合せ下さい。(一例)お酒、電化製品、その他

買い取りは高く!!
不用品は安く引き取り!!

TEL 072-337-5030
FAX 072-337-5029

古物商 大阪府公安委員会許可 第62224R045584号
遺品整理士 認定 第IS48844号
不定休 松原市上田3-9-4 E棟

合同会社 YCO

空き家管理・活用フロー

知らないことが多いわ!



空き家について、
まずはここからやで!



我が家の
将来について
考えましょう!

次世代への引き継ぎに
ついて事前に考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を
引き継いでもらいたいかなど
を明確にしておくことで、
残された家族が悩んだり、争
うことがないように準備する
ことが重要です。

P6・7参照

空き家を
所有すること
になりました

空き家の所有者等には
管理責任があります!

空き家を放置し続けると倒
壊、火災等の危険性や防犯、衛
生上の課題も生じます。
空き家の所有者等には法的
に管理責任があります。

P2・3参照

空き家の
使い方を
考えましょう!

空き家の現状を確認し、
今後の使い方を
考えましょう!

建物の現状調査(インス
ペクション)や家財の処分、
相続手続きなどについて
確認し、空き家の売却や賃
貸、除却などを検討するこ
とが重要です。

P8・9参照

当面
そのままに
する

適切な管理を!

当面は空き家を使用しな
い場合や、ご自身で居住する
場合でも、適切な管理が必要
です。

P10・11参照

貸す
売る

有効に活用しましょう!

不動産業者を利用するな
ど空き家の活用を考えま
しょう。
併せて、改修や契約につい
て考えることが重要です。

P12・13参照

解体する

壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽
化した空き家や管理が困難
な空き家に対しては、取り
壊しもご検討ください。

P14参照

〈以下は広告スペースです〉

解体工事のことなら、地域密着の『株式会社 大野』へおまかせください!



すべて自社直接施工
ohno 株式会社 大野



本社
大阪府松原市
立部5-8-8
TEL 072-333-5711

堺営業所
大阪府堺市
野遠町382番地1



見積無料

お気軽にご相談ください。

About a digital book

令和6年2月上旬公開予定

松原市

考えてみませんか? 空き家のことが**電子書籍**に!!

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

**わが街
事典**®

「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性

無料

閲覧に伴う通信料はご負担ください

iPhoneアプリ版

iPadアプリ版

Androidアプリ版



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら



我が家の将来を考えよう

空き家を増やさないために

現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や空き家の活用ができなくなります。

不動産登記の名義を確認し、登記名義人が現在使用している方になっているか確認しましょう。

相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

空き家に関する相談窓口

相談窓口

空き家等対策:松原市まちづくり推進課 TEL 072-334-1550 (代表)

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。

特に、空き家の利活用の観点から、所有者等の死亡等により空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。

また、管理不十分な空き家の相談内容は多岐にわたることから、協議会や関係団体と連携・相談し、対応します。

(以下は広告スペースです)

＝ 相続登記・遺言・相続放棄 相続のお手続きはお任せください。＝

●義務化になる前に相続登記しておきたい
●成年後見制度のことを知りたい
●生前贈与、遺言をしたい
●預金の解約や生命保険の受取りも任せたい

不動産の相続登記はお済みですか?

令和6年4月1日より義務化されます。
違反の場合、過料がかかることもありますので、早めにお手続き下さい。

初回 無料相談
●訪問相談可
●土日祝対応可 (要予約)

※お知らせ※
宮本・福田司法総合事務所は「つなぐグループ」に名称が変わりました。

司法書士法人つなぐ 代表司法書士 福田 超
(旧 宮本・福田司法総合事務所)

お気軽にお問い合わせください
TEL 072-331-2426

松原市役所 前
松原市田井城1丁目5番20号 2階

意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょ。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、自筆証書遺言には、自筆証書遺言保管制度を活用して法務局で保管する方法と、被相続人の自宅等で保管する方法があります。



	自筆証書遺言		公正証書遺言
保管場所	自宅等で保管	法務局で保管	公証役場で保管
作成方法	遺言者が全文を全て自筆で書き、押印する(認印可)。代筆やパソコンでの作成は不可。		本人が公証人に口述し、公証人が筆記する。実印、印鑑証明書、登記簿謄本などが必要。
証人	不要	不要	必要
検認手続(※)	必要	不要	不要
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産価格による)

※検認手続:家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

法務局による自筆証書遺言書保管制度についてのお問い合わせ

法務省HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



(以下は広告スペースです)

不動産登記手続 相続登記手続 成年後見手続(法定・任意) 商業登記手続

司法書士 法律相談
〈相談予約受付時間〉9:00~19:00

司法書士 今田事務所
大阪司法書士会会員 今田 剛

近鉄河内松原駅 徒歩7分

近鉄南大阪線 近鉄河内松原駅
ロータリー
●郵便局 三菱 UFJ銀行
●公民館 ●ゆめニティ まつばら

司法書士 今田事務所

TEL 072-339-5554
松原市上田7丁目4-18 のぞみビル2階

土日祝も相談受付

空き家を所有することになったら

相続登記をしよう

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行きましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①

必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得
→各市町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得
→本籍地の市町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得
→法務局にて

手順③

申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順②

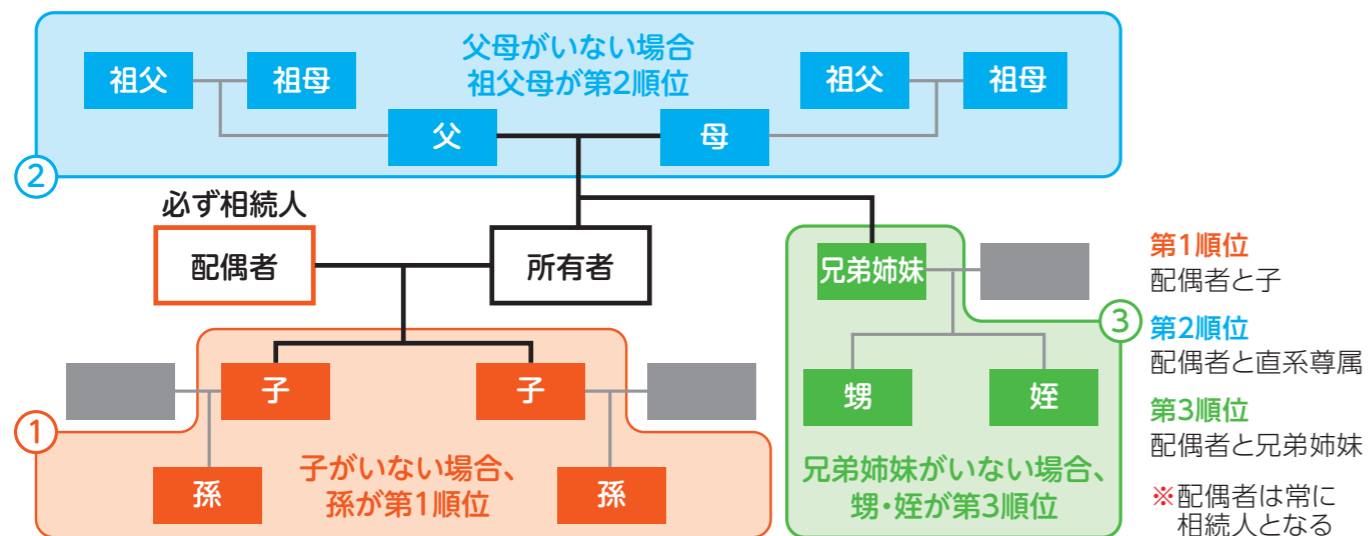
相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

相続人の間で、遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所に遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順④

法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

法定相続人(相続関係図の例) <所有者が亡くなった場合>



相続登記の義務化(令和6年4月1日施行)

これまで、相続登記について、いつまでにしなさいという法律の定めはありませんでしたが、不動産登記法の改正により、不動産を相続したことを知ってから3年以内の登記申請が義務化されます。正当な理由がないのに、期限内に申請を行わなかった場合は、10万円以下の過料が科せられるおそれがあります。

空き家の状態を知ろう(インスペクション)

中古住宅は、新築時の品質や性能の違いに加えて、その後の維持管理や経年劣化の状況により、物件ごとの品質等に差があるため、中古住宅の売買時点での物件の状態を把握できるインスペクションのニーズが高まっています。

インスペクションとは

既存住宅状況調査の事で、目視等を中心とし、構造安全性や日常生活上の支障があると考えられる劣化事象等の有無を把握するための基礎的な調査のことです。

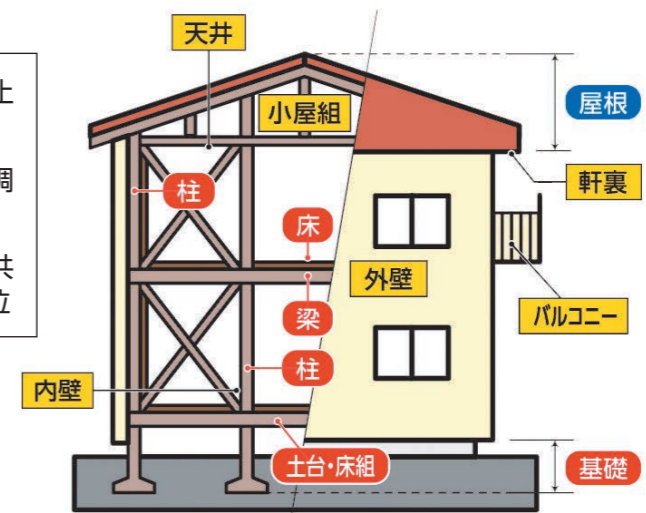
主な利用場面

- 中古住宅の売買時に住宅の状況や補修工事の必要性等を把握するとき
- 維持管理時に現況を把握しようとするとき



インスペクションの調査部位

- ...雨水侵入防止の調査部位
- ...構造耐力の調査部位
- ...雨水・構造共通の調査部位



リフォームやインスペクションについての相談先

- (公社)大阪府建築士会 TEL06-6974-1966
- (一社)大阪府建築士事務所協会 TEL06-6946-7065

<以下は広告スペースです>

預貯金・不動産など

相続手続きのことならお任せください!!

「簡単だと思っていた相続の手続き、思うように進まない…」
~相続人様を煩雑な相続手続きから開放します~

不動産・預貯金・株式など大切な財産の相続手続きは**当事務所にご相談ください**

相続手続きに関する**無料相談受付中!**
~まずはお気軽にご相談ください~

司法書士 乾 隆

羽瀨司法書士事務所

累計1,500件以上の相続解決実績!相続に強い専門家が対応!

羽瀨司法書士事務所

TEL:072-337-0128

受付時間 /9:00~22:00 (土・日・祝日・夜間、営業日も要事前予約にて相談可)
〒580-0043 松原市阿保1丁目16番7号

- 終活の支援
- 遺言書作成
- 成年後見
- 遺産相続
- 遺産整理

高齢者の権利擁護 エンディングノート 財産も思いも しっかり残すため 成年後見申立支援 任意後見契約 不動産の名義変更 預貯金の解約など 面倒な手続き代行 相続放棄・債務整理 死後事務まで

松原 相続 検索

空き家を適切に管理しよう

定期的な点検と管理が大切です

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。また、大雨や台風の前、地震の後には、建物に被害がないか必ず点検しましょう。

自分で行える管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風の前、地震の後には必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがなくないかチェック	

空き家を適切に管理しよう

空き家を適切に管理しよう

点検は次ページのチェックシートも参考にしてください



空き家の傷み具合チェックシート



外部まわり

- 屋根
 - ・屋根材の異状(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)
- 軒裏
 - ・軒天材の異状(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)
- 雨とい
 - ・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ
- 窓・出入口ドア
 - ・ガラス、建付けの異状(割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)
- バルコニー
 - ・床材、手すりの異状(破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)

内部・設備

- 天井
 - ・天井材の異状(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)
- 壁
 - ・壁材の異状(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)
- 床
 - ・床材の異状(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)
- 室内ドア・障子
 - ・建付けの異状(開閉の不具合、傾き)
- 設備
 - ・給水、排水の不具合(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

外部まわり

- 外壁
 - ・外壁材の異状(汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)
- 擁壁
 - ・水抜き穴の詰まりの有無
 - ・ひび割れの有無
 - ・目地の開きの有無
- 塀
 - ・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)
- 家まわり
 - ・樹木、雑草の繁茂
 - ・害虫、害獣の発生
- 土台・基礎
 - ・基礎、土台の異状(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

※点検時には、ご自身や周囲の安全に十分注意しましょう。



〈以下は広告スペースです〉

おうちの中で起こる「お困りごと」を解決します。

庭作業

大きくなりすぎて手を付けられなくなった庭木、しゃがんで黙々しんどい草むしり。

水回り修理

蛇口が固くて回しづらい。排水口から変な音がするなど。水回りの小さな不具合は急に大きな不具合にも。

ハウスクリーニング

自分ではなかなか落とすきれいな汚れも、プロの洗剤を使えばピカピカに！

お気軽にお問い合わせ下さい
家工房松原天美店
おうちの御用聞き

0120-949-901
松原市天美東1-5-2

空き家の売却、賃貸を検討しよう

空き家の維持管理が難しい場合、
売却、賃貸などを検討する必要があります。

特に建物の老朽化が進むと、修繕や改修に要する費用が大きくなるため、
早めの検討を!

▶▶ **売却・賃貸の準備** 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

売却 **賃貸** **解体** など、いずれの場合も…

まずは、空き家の中の家財や荷物を整理することが必要です。早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な場合は、民間の家財整理専門業者や仏壇具店等を活用するのも一つの方法です。

▶▶ **売却・賃貸の検討** 松原市の **不動産事業者紹介制度(次ページ)** を利用しよう!

売却 不動産業者との媒介手続きにより仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買い取り、リフォーム後に販売する買い取り再販も増えてきています。

賃貸 空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースも出てきています。

解体 売却・賃貸が困難な場合
解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。



空き家に関する
相談窓口 P16



空き家の利活用について相談しよう!

不動産事業者紹介制度

空き家を「売却したい」「貸したい」所有者の方へ

相談を希望される場合、「相談にあたっての注意点」をお読みの上、「空家等に関する情報提供シート」に必要事項を記入・押印し、「まちづくり推進課」に提出してください。

「相談にあたっての
注意点」や申込書類
はこちらから ▶



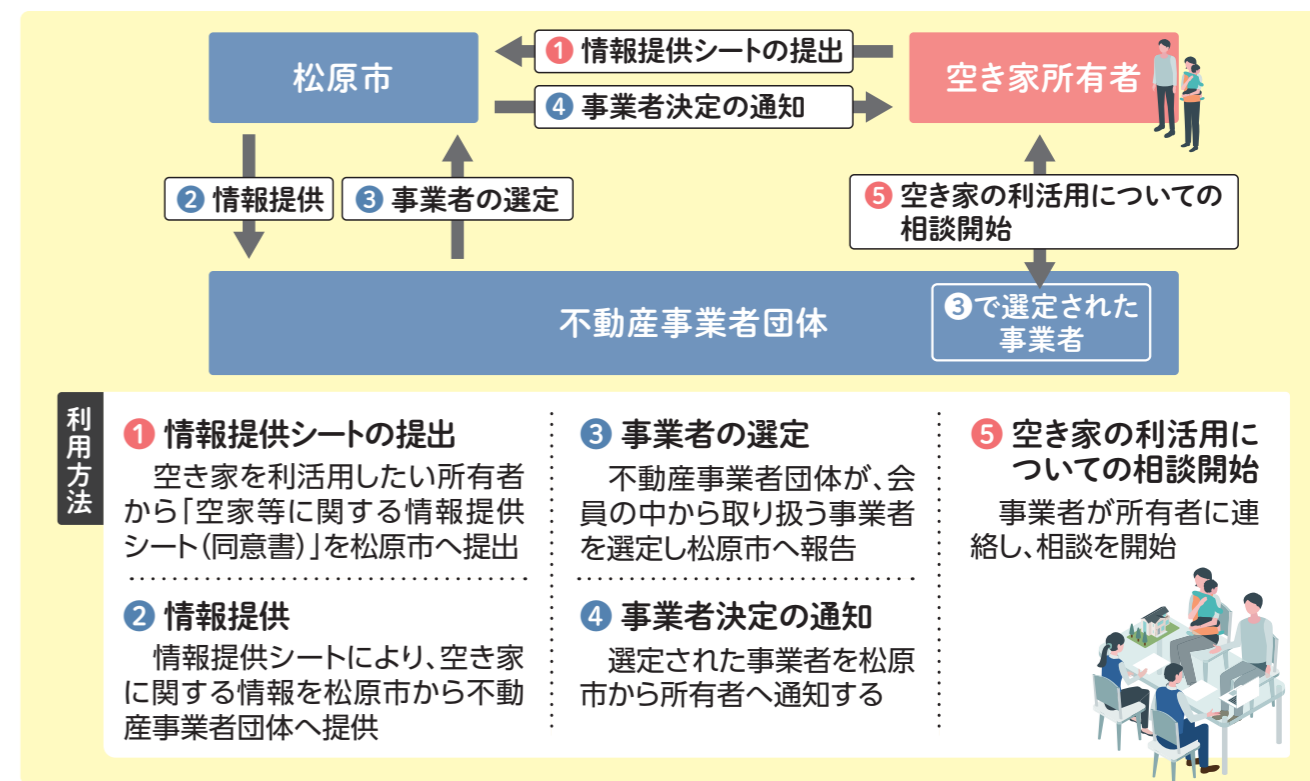
提出先・問合せ先 松原市まちづくり推進課 TEL072-334-1550(代表)

提出方法 直接窓口へ持参、または郵送のいずれか

※相談の結果、当該空き家の売買・賃貸等の取り扱いに関する
契約を結んだ場合、仲介手数料が必要となります。



相談までの流れ



〈以下は広告スペースです〉

空き家の **売却** **買取** **相続** **活用** などの
お悩みは家の森にお任せください!!

お客様お一人おひとりにあった
最適な解決策をもってご提案を致します。

0120-36-8040

株式会社 **家の森**

大阪府知事(2)第58193号公益社団法人全日本不動産保証協会 近畿地区不動産公正取引協議会

無料査定 **秘密厳守**

即金買取 **相談無料**

TEL 072-936-8040

〒583-0014
藤井寺市野中2-1-27

〈以下は広告スペースです〉

わが街の**物件**のことなら
親切不動産に
ご相談ください

出張査定・相談は**無料**です! まずはお気軽にご相談ください。

不動産の売却・買取相談承ります
土地・戸建・マンション・長屋・連棟住宅
・空き家・小さな土地・老朽化した住宅
・不用品が沢山のお家 など…
エリアを問わずお気軽にご相談下さい

ご利用頂ける方
●要介護・要支援認定を受けた方 ●障がい者手帳をお持ちの方
●車椅子の方 ●まずはお気軽にご相談下さい。

介護タクシーのご利用は **介護タクシー**
ノースカンパニー
NORTH COMPANY

NORTH COMPANY 不動産・介護タクシー NORTH COMPANY
大阪市東住吉区針中野4丁目9-7 **☎:06-6760-6633**

空き家の解体を検討しよう

解体するメリット

- ・周辺の家屋や住民等への被害リスクの解消
- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要



解体工事にかかる費用

解体工事にかかる費用については、周辺道路の状況等による重機等の制限の有無、残置物の有無、樹木や外構等の有無など、現地の状況により大きく変わりますので、解体工事前には複数事業者に見てもらい、見積をお願いしましょう。

解体業者を選ぶ際の留意点

解体工事は、建設業法上の「土木一式工事」「建築一式工事」「解体工事」の許可を受けている者、又は建設リサイクル法上の「解体工事業」の登録を受けている者でなければ、工事を請け負うことができません。

建物内残置物の整理や処分

建物の解体に向けて、家財道具や生活用品などの移動や処分、電気・水道・ガス等の事業者への連絡など必要な手続きについても把握しておきましょう。

建物の滅失登記

建物の解体後、1ヶ月以内に法務局へ滅失の登記を行います。



〈以下は広告スペースです〉

土木建築総合建設業 大阪府知事許可 特定 第112977号

角株式会社 角野商店

土木一式工事・建築一式工事・舗装工事・管工事・水道施設工事・とび・土工工事・解体工事・給排水設備工事(松原市・羽曳野市・藤井寺市指定店) 各種建設資材・土砂類販売・産業廃棄物収集運搬業(大阪府・奈良県 許可)



【本店】〒580-0011 松原市西大塚1丁目2番21号

TEL 072-338-6070 FAX 072-338-6071



松原市の補助金について(令和6年1月現在の補助制度)

空き家に関する補助金について



● 木造住宅除却補助金

木造住宅の除却(解体)をする場合、工事費の一部を補助します。

補助要件

昭和56年5月31日以前に建築された耐震性のない木造の一戸建て住宅・長屋および共同住宅

補助金額

最大40万円/戸(長屋・共同住宅は最大20万円/戸)

● 耐震診断・耐震改修補助金

耐震診断補助

補助要件

昭和56年5月31日以前に建築された住宅

補助金額

木造住宅… 5万円/戸または、1,100円/㎡のいずれか低い額
非木造住宅… 診断費用の1/2(最大2.5万円/戸)

耐震設計補助

補助要件

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの

補助金額

耐震設計費用の7/10(最大 10万円/戸)

耐震改修補助

補助要件

耐震設計補助の対象と同じ

補助金額

耐震改修工事に要する費用(限度額 40万円/戸、世帯所得によって最大60万円/戸の場合があります。)

※補助金の申請には条件がありますので、詳細は松原市まちづくり推進課に確認してください。

〈以下は広告スペースです〉

仲介 リフォーム 買取

21

現況のままで買取可能

CENTURY 21

ミヤマホーム株式会社

センチュリー21の加盟店は、すべて独立・自営です。



コール ミヤマ **0120・506・380**

〒580-0043 松原市阿保3丁目1番27号 TEL:072-337-7788

ネット査定はこちらから



空き家の相談窓口



困ったら
まちづくり推進課
(TEL 072-334-1550)
まで相談してや〜!

相続・登記に関すること

専門家	事業者団体	電話番号
司法書士	大阪司法書士会(司法書士 総合相談センター)	TEL 06-6943-6099

土地の境界に関すること

専門家	事業者団体	電話番号
土地家屋調査士	大阪土地家屋調査士会	TEL 06-6942-3330

売却・賃貸に関すること

専門家	事業者団体	電話番号
宅地建物取引士	(一社)全国不動産協会 大阪府本部	TEL 06-6347-4000
	大阪府宅地建物取引業協会 南大阪支部	TEL 072-958-3005

建物の診断・リフォームなどに関すること

専門家	事業者団体	電話番号
建築士	(公社)大阪府建築士会	TEL 06-6974-1966
	(一社)大阪府建設産業協会	TEL 06-6633-6274
	(一社)大阪府建築士事務所協会	TEL 06-6946-7065

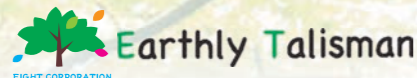
空き家の税務に関すること

専門家	事業者団体	電話番号
税理士	近畿税理士会(もしもし税金相談室)	TEL 050-8880-0033

〈以下は広告スペースです〉

相続人様にとって煩わしく複雑な土地と建物に関する登記・測量・
法務局調査を、土地家屋調査士森脇英明がお手伝いいたします。

建物が空き家となり、取り壊す時に必要となる不動産登記



英知総合事務所

株式会社 エイト

松原市天美北6丁目336番地の5

TEL 072-338-3977

土地家屋調査士
測量士 森脇 英明

お気軽に、ご相談下さい。

E-mail : info@eight-kk.com

空き家の ご相談は 私たちにお任せください!

リフォーム全般

解体工事

1000軒以上のリフォームを完工した実績

空き家リフォームのプロが
ご相談・お見積りを
無料でさせていただきます。

水回り工事

外壁工事

Before

After

築40年の空き家をフルリフォームした事例

株式会社KURO 〒580-0031 大阪府松原市天美北4丁目7-18

お問合せ先 TEL : 072-349-7768

ホームページは QRコードから

空き家の相談窓口